

9.18 座談会

# 見つめよう、活かそう「条例」！ 男女共同参画の 未来へ向けて

## 江東区男女共同参画条例策定 5周年を記念して

「江東区男女共同参画条例」が制定されて5年が経過しました。この条例は、区民が積極的にかかわりながら作り上げたもので、江東区独自の内容となっています。条例制定へ向けて努力された方々に、策定までの経緯や条例に込めた思い、今後について語っていただきました。



今回お話くださったのは、条例づくりに尽力された、江東区男女共同参画審議会会長の江上千恵子さん、江東区女性団体連絡会会長の日高みさおさん、条例作成時の男女平等推進懇談会委員の金田恵美子さん3名と、江東区総務部人権推進課新井課長です。

区民が願い、学び、  
つくりあげた提言書

江上 平成11年に国の「男女共同参画社会基本法」が制定されたことで、県や区でも地域に適した条例を作ろうという動きが活発になりました。

日高 当時は、区民に働きかけて話し合いを行い、区長に提言書を渡そう、という気運が高まっていました。そこで、「江東区女性団体連絡会」が中心となり区民の有志が集まって、条例の策定に向けての提言会議をもちました。

金田 さらに条例を策定した先進都市の条例を取り寄せたり、講師をお呼びして勉強するなどして一年間かけて提言書を作り上げました。

日高 その一年間、メンバーは実に真剣に調査・討議を重ねました。区の政策づくりに自分たちも参与できたという実績が、現在、地域活動への基となって生きていると感じます。

個性と能力が発揮できる  
男女差のない社会を目指して

江上 条例の内容を検討しているところは、男女平等の価値観がいきわたっていない時期でした。



江上千恵子さん  
江東区男女共同参画審議会会長



金田恵美子さん  
四季の会代表

金田 日本国憲法では保障されていると言っても、男女平等とか共同の意識が低いなかでの話し合いは、困難なこともありました。

日高 性別で制限されることなく、個人の特性を活かして男女が共に社会に参画していくことが大切です。そのためにも必要な条例を作らなければと、みんなで頑張ったのだと思います。

未来志向の条例づくり

江上 男女平等推進懇談会でも、江東区の条例は、新しい時代に合う未来に向けたものにすることを目標にし、「区独自の誇れるものにしよう」という意気込みがありました。

金田 この言葉をお聞きして勇気づけられ、提言書づくりに携わった方々の思いを意識しながら、区民としていっそう自由に発言できるようにになりました。その後、懇談会で条例に盛り込むべき内容をまとめ、区議会での審議を経て条例ができ、施行された時は感慨深いものがありました。

男女の意識改革のために

江上 江東区ではパルカレッ

江上 江東区ではパルカレッ

ジなどで男女共同参画の勉強を続けていますね。法律などの知識も身につけ、みんなの力で暮らしを変えていきたいと思います」と話しています。

金田 継続しているいろいろな問題を学んでいくうちに「無関心ではいけない」との意識が強くなりました。

日高 そのような場で学んだ人材が育っています。これからまちづくりの場で役割を担って活躍してほしいと願っています。

江上 そうですね。条例ができたといっても、男女共同参画社会が実現したわけではありませぬ。区民の意識の変化が大切です。

金田 条例ができて「男は仕事、女は家庭」という意識がどう変化してきているのか、昭和58年と平成13年の意識調査と今の意識とを比較してみたいですね。

人権推進課長 実はこの10月に「男女共同参画プラン21」の見直しに向けて区民と企業に対する意識実態調査を行います。これで条例施行後の区民の意識変化が見えてくると思います。

日高 区が行うこの調査は、区民の意識が直接政策に結びつく重みのあるものですね。

金田 相談窓口ができたために、区民が声を出しやすい環境になったと感じています。

男女共同参画社会の実現には  
行政と区民の協働が不可欠

江上 この条例は、完成度が高いとても良いものだと思います。だからこそ、今後はこの特長を生かした行動



日高みさおさん  
青少年対策東陽地区副委員長



条例づくりの思いを再確認して地域の未来を考える座談会となりました。

江東区独自の条例の特長

江上 この条例には、他の条例にはない、いろいろな特長がありますよ。

日高 「男女共同参画推進センター」が推進の拠点施設(12条)として位置づけられたことは本条例の特長です。

江上 そうですね。センターの名称も「女性センター」から「男女共同参画推進センター」へ変わり、それまでの女性中心の活動の場から男女が共に活動する場へと変わりました。それに、相談や苦情を吸い上げるシステムが必要というところで、苦情相談の申し入れ窓口も設置された(13条)ことも特長です。

金田 相談窓口ができたために、区民が声を出しやすい環境になったと感じています。

男女共同参画社会の実現には  
行政と区民の協働が不可欠

江上 この条例は、完成度が高いとても良いものだと思います。だからこそ、今後はこの特長を生かした行動

### 〈条例制定までの過程〉

- H11年6月男女共同参画社会基本法制定、●H14年10月「江東区男女共同参画条例の策定について」の提言書提出(江東区女性団体連絡会)、●H15年4月江東区男女平等推進懇談会(条例策定後、男女共同参画審議会)で審議、●H15年12月「男女共同参画条例に盛り込むべき内容について」の提言書提出、●H16年3月江東区男女共同参画条例制定

計画や施策の取組みに力を入れてもらいたいですね。

金田 条例を読めば、具体的な指針が示されていますから、私たちも参考にしたいですね。

江上 条例の理念が実現され、男女の在り方や社会の仕組みがより良くなっていくことも将来の楽しみです。そのためにも、条例ができてからのフォローアップをきちんとしていくことが大切です。

日高 条例を活用しながら、行政・区民協働で男女共同参画の意義と意識を広めていく、また地域・組織の役員等に積極的に女性を登用してアイデアを引き出していくなど、男女が共に協力して自分たちで住みやすい江東区を創っていかねばならないと思います。

人権推進課長 本日は、条例策定当時の貴重なお話しをお伺いできました。区としても、区民や企業の皆さんとともに男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進していきたいと思っています。

江上 この条例は、完成度が高いとても良いものだと思います。だからこそ、今後はこの特長を生かした行動